

事務連絡
令和5年1月20日

各 都道府県 出産・子育て応援交付金担当課（室）御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

出産・子育て応援交付金事業に係る関係団体への協力依頼について(情報提供)

子ども家庭関連施策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、出産・子育て応援交付金事業における妊娠の事実確認について、別添のとおり、関係団体へ事務連絡を発出しておりますので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線 4838、4829）

E-mail：syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL：03-5253-1111（内線 4975、4980）

E-mail：boshihoken-1@mhlw.go.jp

事務連絡
令和5年1月20日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本産婦人科医会
公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

出産・子育て応援交付金事業への協力（妊娠の確認）について

子ども家庭関連施策の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年12月27日付け事務連絡「出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)」において、出産応援ギフト（妊娠届出時の経済的支援（5万円相当））については、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受けていることを支給要件とする旨お知らせしたところです。

同事業においては、化学妊娠や異所性妊娠ではないことが確定し、かつ、流産リスクが一定程度低減する時期という観点から、医師による胎児心拍の確認又は出産予定日の確定がされていることを出産応援ギフト支給の目安としています。

つきましては、同事業の円滑な運用に資する観点からも、引き続き、診療録に妊娠確認に関する情報を適切に記載いただけるよう、この機会に改めて、会員、関係者等への周知をお願いいたします。

(参考) 出産・子育て応援交付金事業の概要

(照会先)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838、4829)

E-mail : syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4975、4980)

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8~10週前後)

妊娠期
(妊娠32~34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(*1)

面談
(*2)

面談
(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)

○ 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○ 経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）
SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のブッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。

